

新戦略推進専門調査会の運営について

平成 25 年 10 月 3 日
新戦略推進専門調査会会長決定

「新戦略推進専門調査会について」（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）第 7 項に基づき、新戦略推進専門調査会の運営について以下のとおり決定する。

1. 新戦略推進専門調査会の行う調査・検討内容については高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に対し報告するものとする。
2. 会議は原則として非公開とする。会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
3. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、会長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。